

人吉市農業委員会臨時総会
(第7回)

令和5年7月20日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会臨時総会会議録

令和5年7月20日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- | | | | |
|-------|-------|---|--------------------------|
| 日程第 1 | 議第 36 | 号 | 会長の互選について |
| 日程第 2 | 議第 37 | 号 | 会長職務代理者の互選について |
| 日程第 3 | 議第 38 | 号 | 議席の指定について |
| 日程第 4 | 議第 39 | 号 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 5 | 議第 40 | 号 | 人吉市農業振興地域整備促進等審議委員選出について |
| 日程第 6 | 議第 41 | 号 | 人吉市人・農地プラン検討委員会委員選出について |
| 日程第 7 | 議題 42 | 号 | 人吉市都市計画審議会委員選出について |
| 日程第 8 | 議題 43 | 号 | その他協議会等委員選出について |
| 日程第 9 | 議題 44 | 号 | 農業委員の案件等調査担当地区について |

その他協議事項

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

議事録署名農業委員	1番	向 岩 敏 雄
-----------	----	---------

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前	村	洋	宣
係	長	豊	永	英	紀
主	任	渕	田	奈	緒 美
再 任 用 職 員		坂	井	正	子

開会：9時30分

○（事務局長）皆さまおはようございます。この度の農業委員就任おめでとうございます。

本日の会議は、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定により、委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会は市長が招集することとなっておりますことから、市長名で招集させていただいております。

臨時総会の開会に先立ちまして、委員各位の自己紹介をお願いしたいと思いますので、仮議席の1番委員から順番にお願いいたします。

（ 渕上委員から各委員自己紹介 ）

○（事務局長）ありがとうございました。続きまして、農業委員会事務局の職員の紹介をいたします。なお、関係する経済部職員につきましては、次の7月25日の定例会の際に改めて紹介をさせていただきたいと存じます。

（ 局長から順に事務局職員自己紹介 ）

○（事務局長）ここで会長が互選されますまで、仮議長について最年長委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

「 異議なし 」 の声

○（事務局長） 異議もないようですので、最年長の原口政廣委員に仮議長をお願いいたします。

（ 原口委員、仮議長席へ移動 ）

○（仮議長）おはようございます。ただ今、局長から説明がありましたように仮議長となりました原口です。会長が互選されるまでの間、よろしくお願いいたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、本日の臨時総会は成立してお

ります。よって、これより人吉市農業委員会令和５年第７回臨時総会を開会いたします。

本日の議事等日程を事務局から朗読してもらいます。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事等日程 朗読

○（仮議長）それでは、日程第１・議第３６号「会長の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第５条第２項において、「会長は委員が互選した者をもって充てる」となっています。ここで「互選」の方法ですが、単記無記名による投票の方法が原則となりますが、指名推薦にておこなっても差し支えないとなっています。まず、自薦、他薦についてどなたかございませんか。

（ 挙手の状況をみて ）

○（仮議長）上野委員お願いします。

○（上野委員）今回、立候補させていただきたいと思います。

○（仮議長）中嶽委員お願いします。

○（中嶽委員）永田委員を推薦したいと思います。

○（仮議長）現在、会長に立候補または推薦された方が上野委員、永田委員の２名ですが、他にございませんか。

「 なし 」の声

○（仮議長）他にないようでございます。会長候補者は上野委員、永田委員の２名となりましたので、単記無記名の投票による選挙を行い、有効投票の最多数を獲得した者を当選人と決定します。また、獲得票が同数の場合はくじで決定したいと思います。くじの手続きについては、くじを引く順番ですが、仮議席番号の若番から引いてもらいます。それから、くじは１から１０までの数字を記入したくじを両委員に交互に２回引いてもらい、数字の合計が多い委員を当選人としてと思いますが、ご異議ございませんか。

「 なし 」の声

- （仮議長）ご異議なしと認めます。ただ今から投票の準備を行いますので、暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

- （仮議長）休憩前に続き再開いたします。
投票に先立ち、選挙立会人の選定についてお諮りいたします。
選挙立会人については、私から指名してよろしいでしょうか。

「 異議なし 」の声

- （仮議長）ご異議なしと認めます。
選挙立会人に簗田委員と中嶽委員の2人を指名します。会議室を閉鎖いたします。

（ 会議室の閉鎖 ）

- （仮議長）それでは、立会人は投票箱の確認をお願いします。

（ 簗田委員、中嶽委員が投票箱の確認を行う ）

- （仮議長）よろしいですか。

- （簗田委員・中嶽委員）はい。

- （仮議長）異議なしと認めます。
事務局職員に投票用紙を配布させます。しばらくお待ちください。

（ 投票用紙を配布する ）

- （仮議長）投票用紙の配布漏れはありませんか。

「 なし 」の声

- （仮議長）配布漏れなしと認めます。投票は単記無記名投票とします。また、次の事項に該当する場合は、無効票といたします。所定の用紙を用いていないもの、互選され

る者の氏名を自書していないもの、互選される者以外の事項を記載したもの、互選される資格のない者の氏名を記載したもの、白紙または判読できないもの、一票中に互選をされる資格を有する者二人以外の氏名を記入したものになります。

それでは投票を行います。候補者は上野委員、永田委員の2人です。投票用紙に候補者の氏名1名を記入し、記入が終わった方は順次投票してください。

(各自投票)

○(仮議長) 投票漏れはございませんか。

「 なし 」の声

○(仮議長) 投票漏れなしと認めます。

(会議室の閉鎖を解く)

○(仮議長) これより開票を行います。

選挙立会人立ち合いの上、開票作業を行いますので、しばらくお待ちください。

(開票作業)

○(仮議長) 投票結果を発表いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票、有効投票中上野委員5票、永田委員4票。以上、投票の結果、会長に上野委員が決定いたしました。ここで会長に決まりました上野委員にご挨拶をいただきたいと存じます。上野会長、お願いいたします。

○(上野会長) 改めましておはようございます。今回、会長選に立候補させていただきまして、皆様のご協力により、今回の第25期人吉市農業委員会の会長を拝命させていただくこととなりました。私は今回、4期目でございますが、農業に携わるきっかけとなりましたのは、私が18歳の時に高校を卒業したと同時に農業に従事をしてJAに勤務しながら、兼業農家として42年間、その間におきましては、退職するまでを含めましていろいろな組織等の立ち上げを行いながら法人おこばを立ち上げた経緯があります。なかなか難しい所もございますが、それぞれ各地区において問題があるかと思います。一つ一つ、今後は皆さんと協力をしながら、そして、前会長にも負けないような応援をよろしく願いをいたしまして、頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- （仮議長）ありがとうございました。それでは会長が決定しましたので、これで仮議長の任務を終わらせていただき、議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

（ 会長と議長を交代する ）

- （議長）さっそくですが、議長として進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に日程第２・議第３７号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第５条第５項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とあり、また、人吉市農業委員会規則第１８条第２項において、「会長職務代理者は委員が互選した者とする」となっています。まずは、皆さんにお諮りします、自薦、他薦についてどなたかございませんか。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）永田委員。
- （永田委員）会長職務代理者に立候補致します。
- （議長）ほかにございませんか。
- （簗田委員）林委員を推薦いたします。
- （議長）ほかにございませんか。
- （永田委員）林委員が推薦されましたので、私は辞退します。お願いします。
- （議長）現在、会長職務代理者に立候補または推薦をされた方が、永田委員と林委員の２名ですが、林委員が出られるということであれば、永田委員が引かれるということでございます。再度、確認いたします。永田委員、林委員の他に自薦または他薦される方はおられませんか。

「 なし 」の声

- （議長）今回、永田委員が辞退をされましたので、立候補が林委員お一人となりました。

林委員を会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

「 異議なし 」 の声

- （議長）全員異議なしということで、会長職務代理者は林委員に決定します。

次に日程第３・議第３８号「議席の指定について」を議題といたします。お諮りいたします。議席の指定は、人吉市農業委員会規則第１０条の規定により、くじで定めるとなっていますが、会長職務代理者９番、会長１０番として決定し、進めることにご異議ございませんか。

「 異議なし 」 の声

- （議長）ご異議なしと認めます。

それでは、仮議席の１番の淵上委員から順番にくじを引いていただきたいと思います。

（ 事務局で仮議席１番からくじを引かせる ）

- （議長）くじの結果を事務局から報告をお願いします。

- （事務局長）それでは発表いたします。１番、向岩委員。２番、中嶽委員。３番、原口委員。４番、淵上委員。５番、竹下委員。６番、簗田委員。７番、永田委員。８番、宮崎委員ということで決定いたしました。

- （議長）ありがとうございました。お諮りいたします。ただ今の事務局からの報告のとおり議席を指定することにご異議ございませんか。

「 異議なし 」 の声

- （議長）ご異議なしと認めます。よって、議第３８号については可決いたしました。

ただ今の番号の席に名札と資料を持って移動していただきたいと思いますので、ここで暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

- （議長）休憩前に引き続き再開いたします。

次に日程第４・議第３９号「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。
人吉市農業委員会規則第１６条第２項に基づき、本日の議事録署名委員に１番、向岩委員を指名します。

次に日程第５・議第４０号「人吉市農業振興地域整備促進等審議会委員選出について」を議題といたします。選出する委員は２名で、委員の任期は令和４年５月１日から令和６年４月３０日での２年間で、前委員の残任期間となります。配布資料は、全ての協議会等において、就任からの任期としてりますことを申し添えます。前委員は、担当課の依頼に基づき会長と会長職務代理者の２名を推薦しておりますので、お諮りいたします。会長と会長職務代理者を推薦することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって会長の私と会長職務代理者の林委員を推薦することに決定します。

次に、日程第６・議第４１号「人吉市人・農地プラン検討委員会委員選出について」を議題といたします。選出する委員は２名で、任期は令和５年２月１日から令和７年１月３１日までの２年間で、前委員の残任期間となります。前委員は前期まで農業委員でございました福屋智香子さんと堤千鶴子さんでございましたが、退任されておりますので、自薦・他薦でどなたかいらっしゃいませんか。

- （簗田委員）自薦いたします。
- （議長）ほかにどなたかいらっしゃいませんか。
- （原口委員）はい。私も自薦いたします。
- （議長）ほかにいらっしゃいませんか。

「 なし 」の声

- （議長）では、簗田委員と原口委員を推薦することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって簗田委員と原口委員を推薦することに決定します。

次に、日程第７・議第４２号「都市計画審議会委員の選出について」を議題といたします。委員の任期は、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの２年間で、前委員の残任期間となっております。前委員は、会長を推薦しておりますことから、お諮りいたします。引き続き会長を推薦することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって会長の私を推薦することに決定します。

日程第８・議第４３号「その他協議会等委員選出について」を議題といたします。

人吉市農業再生協議会委員の選出についてお諮りします。選出する委員は２名で任期については、令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの２年間で、前委員の残任期間となります。前委員は会長と会長職務代理者の２名を推薦しておりますので、お諮りいたします。会長と会長職務代理者を推薦することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって会長の私と会長職務代理者の林委員を推薦することに決定します。

次に人吉市担い手育成総合支援協議会委員の選出についてお諮りします。選出する委員は１名で、任期については令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間となっております。前委員の残任期間となりますが、同協議会設置要項により農業委員会会長１名を推薦することとなっております。つきましては、会長を推薦することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数により異議なしと認めます。よって、会長の私を推進することに決定します。

次に人吉市耕作放棄地対策部会構成員についてお諮りします。任期については令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間となっております。同協議会規約により農業委員会会長、会長職務代理者、農政部会長の３名を推薦することとなっております。

ます。農政部長につきましては、次回7月25日定例会において選出されますので、その後、再度、お諮りしたいと思います。3名のうち2名については、会長と会長職務代理者を推薦することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3名のうち2名については、会長の私と会長職務代理者の林委員を推薦することに決定します。

最後に有害鳥獣被害対策協議会委員についてお諮りします。任期については令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。前委員は林委員を選出しておりましたが、林委員いかがでしょうか。

- （林委員）分かりました。

- （議長）それでは、委員につきましては林委員を推薦することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって林委員を推薦することに決定します。

日程第9・議第44号「農業委員の案件等調査担当地区について」を議題といたします。4ページをご覧ください。農業委員の担当地区は、人吉全域となっておりますが、案件調査や農地の利用状況調査等が多くございますので、事前に担当地区を決めるようにしております。通常は、お住まいの地区の方がその地域の人や農地状況について精通されておられるので、居住地区で割り振りをしております。それでは、ご審議のほどよろしくをお願いします。質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- （議長）ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の案件は全部終了しました。

これにて令和５年度第７回人吉市農業委員会臨時総会を閉会します。

(１０時２０分 終了)

人吉市農業委員会規則第１６条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員